

令和6年第7回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年7月22日（月）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和6年7月22日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第39号 非農地証明申請について
日程第 6 議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

武部 弘典 係長

中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間12分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和6年第7回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

ただいまの総会出席委員は12名でございます。定数に達しております。これより令和6年第7回安芸高田市農業委員会総会を開会をさせていただきます。本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいておる通りでございます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により議長において行います。4番 見坂 トシ子委員、5番 藤原 憲司委員を指名をいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いをいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号56号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号56号について報告します。7月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。

申請地は吉田町●●●●●●にある農地です。地図番号の36-56を見てください。場所は左上の方から●●●●●●の道路があります。●●●の●●●●●●に向かって●●●●●●がありまして、そこを山のほうに150m進んだ所に、譲受人の住居とその横に申請地があります。譲渡人は●●に居住されており耕作困難で、この度申請地を耕作されている譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人は所有する農地は全て耕作されており、これからも申請地及び所有する農地も耕作されていかれるので、何ら支障のない事から、問題ないことを確認いたしました。尚詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、56号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号57号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。





栽培されるそうです。耕作放棄地が農地として利用されることは大変良い事だと見てきました。尚、詳しくは調査書をご覧ください。以上です。

○田中会長

続きまして62号について、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号62号について報告します。去る7月12日午前、推進委員3名、農業委員、事務局とで現地を確認しましたので報告します。図面番号36-62をご覧ください。申請地の左手に●●●●●●●●●●から●●●●●におおよそ800m行った所が、図面の左の大きい道になります。そこから約800mぐらい右に折れていくと、申請地があります。この申請地は譲受人の家族で、15年前より耕作をされており、今回譲渡人が高齢となり、住まいも●●にいるということで、もう売りたいということで、この契約になっております。農地は15年前から水田として活用されており、何ら問題のない今回の申請だと思われま。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号63号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号63号について報告します。7月16日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認しました。図面番号36-63をご覧ください。申請地は●●●●●から●●●●●●●●●●を●●●●●へ約1km行き、右手方向に約50m行った所にある畑406㎡です。譲受人の●●さんは●●●●●に住んでおられますが、申請地の隣りに●●さんのお母さんが住んでおられ、頻りに●●へ帰ってこられ、何年もこの畑を借りて一緒に作付けをされてきたそうです。今回譲渡人の●●さんからいらぬかという話があり、今回の申請に至ったそうです。周辺には耕作されている農地はなく、他の農地に影響はない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書をご覧ください。以上で63号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしゅうございますか？質疑、意見がないようでございますので質疑、意見を終了し、採決に入ります。



地の向かいで●●を営んでいます。来客用の駐車スペースが狭く、敷地に仕入れ用の貨物自動車を出していると、短時間の買い物でも●●に停車される事もあります。危険を感じておられたようです。今回、駐車場として申請されました。周辺の農地とは石垣、家屋等で区切られており、他の農地に影響がない事を確認しました。尚詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で23号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号24号につきまして、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

12番 高松です。受付番号24番の報告をいたします。この案件は第5回総会において、農振除外の案件で審議をしていただいた、地目は田、1.24㎡の現状は進入路です。7月16日、農業委員、事務局、推進委員で現地の確認、調査をいたしました。図面番号37-24をご覧ください。申請地は●●●●より、●●●●●●を●●●●に1km走り、●●●●●●●●を左に入り5km行った、向原町●●●●●●で、●●●●●●●●沿いの申請地があります。●●●●さんが所有する地目は田、1.24㎡で、現状は進入路です。申請人の●●●●さんは無許可で倉庫の進入路として利用されておりました。この度始末書を同封し、申請地の転用許可を申請するものであります。周辺に対する悪影響はない事からやむを得ないものと見ます。詳しい内容については別紙調査書とあります。これで受付番号24番の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑及び意見のある方はご発言をお願いします。ございませんか？よろしいですか？質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。

尚、受付番号23号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。

次へまいります。日程第4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてを





お願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。受付番号51、52について説明をいたします。両方の案件につきまして以前農振除外でご審議いただいた案件でございます。51、52号なんですけども、7月の10日の日に、農業委員、推進委員、それから事務局の方で確認をしております。譲渡人の●●さんは実家が●●にありまして、現在は嫁ぎ先の●●●●の方に住んでおられるんですけども、現地につきましては、数年前までは近隣の人が借り受けて耕作をされていたようなんですけど、現在は遊休農地となっております。今後、近隣の人とかに耕作をしてもらえると見込みがないということで、思案していたところ、太陽光の業者との契約がまとまりまして、太陽光発電をすることで譲り渡すという事になったそうです。51号の案件の近くなんですけど、こういうような案件が多くて、近くには太陽光発電が何か所かできておりまして、それにつきましては何の苦情もでてないという事でした。この周りの田についても、それぞれ水路ですとか進入路ですとかはしっかりと確保されているので、やむを得ないんじゃないかと思います。

次に52号ですけど、先ほどの案件から●●の●●●●を挟んで150mぐらい入った所の田なんですけど、現地の方は耕作放棄地ということで、かなり十数年前から耕作されていないという所です。近隣の農地も同じような状況で耕作放棄地になっている所です。これにつきまして、そんな状況ですのではなかなか耕作してもらえない人を見当たらない。本人は●●●●の方に出ていると。思案していたところ、51号と同じ会社の方から話しがあつて、渡りの船ということで、契約に至ったという事です。やむを得ないんじゃないかと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして受付番号53号につきまして、10番 田中が報告を申し上げます。

去る7月12日午後から、農業委員、事務局とで現地の調査を実施いたしました。その詳細でございますが、この案件につきましては先般、農振除外申請において審議をしていただいた案件でございます。申し添えます。この案件につきましては、●●●●●●が●●●●●●●●●●●●●●●●との地上権設定によります、太陽光発電設備の設置の案件でございます。パネルは2,080枚です。併用地が山林が857㎡でございます。この●●●●●●が所有する農地10,113㎡。これは山林扱いでございますが、税務上は畑、樹園地という事でございます。●●●●の父親でございます、●●●●●●は病気のため他界をされております。この●●●●につきましては、果樹農家でございます、父の時代から●●●●●●を中心として●●●●の経営をされておりました。先ほど申し上げましたように、父親の●●●●はガンのため他界をされ、息子の●●●●が引き継いだわけでありまして、なにせ一人でございます、働き手が●●●●●●でやっております。





(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号8号につきまして、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。8号について報告します。7月12日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。図面番号39-8をご覧ください。場所は●●の●●●●●●●●のある交差点から●●●●へ900m行き、●●●●●●●●をくぐって300mほど山中へ進んだ所が申請地になります。申請地はそもそも山の中にある場所にあつて、現在は樹木が生えたりして農地ではない山中にあります。山です。そのため営農することは困難で、非農地にしても他の営農などには全く支障がないため、今回の申請は致し方ないものと見てきました。以上です。

○田中会長

以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしいですかね？質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第39号 非農地証明申請につきまして、申請通り受理することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よつて議案第39号 非農地証明申請につきましては受理することに決しました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたしたいと思ひます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時38分 休憩

午後2時41分 再開

○田中会長

会議を再開といたします。

日程第6 議案第40号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いをいたします。質疑、意見がないようございます。これより採決に入ります。

議案第40号 農用地利用集積計画の決定につきまして、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第40号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとして、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案の審議は全て終了をいたしました。これをもって令和6年第7回安芸高田市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時45分 閉会